

1. 事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんしょざいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ほんち 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわばんごう 電話番号	089-978-5855
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちよう やまさき たかし 理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

めい しょう 名 称	せいかつかいごじぎょうしょ まつやまふくしえん 生活介護事業所 松山福祉園
しせつしょざいち 施設所在地	えひめけんまつやましこんげんちようこう ほんち 愛媛県松山市権現町甲141番地
していねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年4月1日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	3810100564
しせつ 施設の 運営方針	りようしゃ たい じりつ しゃかいかつどう さんかおよ ちいきいこう ぞくしん かんてん 利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から うんえいほうしん 必要の援助及びサービスの提供を行います。
しせつ しゅるい 施設の種類	せいかつかいごじぎょう 生活介護事業
じぎょう 事業の 目 的	じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな せいさんかつどうとう きかい 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動等の機会 もく てき た しんたいのうりよくまた せいかつのうりよく こうじよう ひつよう にちじょうせいかつじよう しえん その他の身体能力又は生活能力の向上のための必要な日常生活上の支援 おこな を行う。
しゅたるとうしや 主たる対象者	ちてきしょうがいしや 知的障害者
てい いん 定 員	25名
かんりしやしめい 管理者氏名	にしやま ゆういち 西山 裕一
さーびすかんりせきにんしや サービス管理責任者	きたお よしまさ 北尾 儀政
けん も の 建 物	こうぞう てつこつぞうごうきんめ つ き こうばん かいだて 構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 めんせき にゅうしやう へいほうめーとる さぎやうとう 面積 入所棟：2, 156.00 m <sup>2</sup> 作業棟
でんわばんごう 電話番号	089-979-4566
ファックス FAX	089-979-3412
めーる メール	em@matufuku@poem.ocn.ne.jp matufuku@poem.ocn.ne.jp
しせつがっせつねんがっぴ 施設開設年月日	しょうわ ねん がつ ひ 昭和57年4月1日
へいせつじぎょう 併設事業	しせつにゅうしよしえん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえんピーかた しゅうろうていちゃくしえん 施設入所支援・就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援・ きやうどうせいかつえんじよ たんきにゅうしよ につちゅういちじ 共同生活援助・短期入所・日中一時
だいさんびやうじはつじはつじよう 第三者評価実施状況	じっしじようきやう あり 実施状況；有 じっしねんがっぴ れいわ ねん がつ にち にち 実施年月日；令和4年10月25日・26日 ひやうかきかん えひめけんしゃかいふくしきやうざかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 けつか かいじ しゃかいふくしほうじんふくずみかい 結果の開示； <a href="https://www.hukuzumikai.com">社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com)</a> えひめけん ほーむぺーじ 愛媛県ホームページ わむねつとほーむぺーじ WAMNETホームページ

### 3. 事業所の設備等の概要

#### ① 作業棟 (単位 m<sup>2</sup>)

てつこうぶ 鉄工部	就労移行支援	1室 (134.05)	
	就労継続支援B型	1室 (98.22)	
	生活介護	1室 (144.00)	
	事務所・食堂・休憩室	2室 (57.96)	
	男性更衣室	1室 (5.90)	
	女性更衣室	1室 (4.33)	
	男女トイレ	2室 (9.37)	
かくしゅせいひんせいぞうぶ 各種製品製造部	生活介護	1室 (53.87)	
せいかせいばんぶ 製菓製パン部	就労移行支援	1室 (40.77)	
	就労継続支援B型	1室 (77.30)	
	男性更衣室	1室 (4.20)	
	女性更衣室	1室 (5.00)	
	男女トイレ	2室 (7.93)	
はいしょくさーびすぶ 配食サービス部	就労移行支援	1階1室 (69.32)	
		2階一部 (39.50)	
	就労継続支援B型	2階一部 (44.45)	
と い れ	2室 (4.7)	こ う い し ゃ 更 衣 室	1室 (8.1)

#### ② 利用者の寮 (単位 m<sup>2</sup>)

室名/階	2階 (男性)	3階 (女性・一部男性)
居室 (個室)	22室(11.45~14.85)	18室(11.7~14.85)
居室収納	各居室(1.8)	各居室(1.8)
ベランダ	各居室; 有	各居室; 有
居室冷暖房	各居室; 有	各居室; 有
居室テレビ	各居室; 無	各居室; 無
短期入所室	1室(13.50/収納含)	1室(13.50/収納含)
娯楽室	1室(13.50)	1室(13.50)
娯楽スペース	フリースペース(13.50)	フリースペース(13.50)
浴室 1	1室(13.99)	1室(13.99)
浴室 2	1室(5.57)	1室(5.57)
脱衣室	1室(18.29/失便室含)	1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3室(40.65)	4室(50.05)
多目的トイレ	1室(6.78)	2室(14.42)
湯沸室	1室(5.33)	1室(5.33)
電話ボックス	1室(1.97)	1室(1.97)
喫煙室	1室(2.34)	1室(2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1室(12.3)	1室(12.29)

③ 医務室部分 (3階 (単位 m<sup>2</sup> ))

医 務 室	1室(18.12)	静 養 室	1室(5.70)	ト イ レ	1室(2.73)
-------	-----------	-------	----------	-------	----------

④ 食堂部分 (1階 (単位 m<sup>2</sup> ))

食 堂	1室 (142.66)	調 理 室	1室 (30.46)	検 収 室	1室 (9.52)
下処理コーナー	1室 (10.59)	洗 浄 室	1室 (10.87)	食 品 庫	1室 (4.62)
準 備 室	1室 (5.75)	休 憩 室	1室 (12.70)	洗 面 所・トイレ	1室 (4.65)

⑤ その他設備 (1階 (単位 m<sup>2</sup> 単位m<sup>2</sup>))

多目的室	1室 (53.87)	園 長 室	1室 (24.14)	相 談 室 1	1室 (13.50)
相 談 室 2	1室 (13.50)	事 務 所	1室 (23.25)	支 援 員 室	1室 (62.51)
多目的トイレ	1室(6.97)	女 性 化 粧 室・トイレ	1室(4.33)	男 性 化 粧 室・トイレ	1室(8.78)
女 性 更 衣 室	1室(7.69)	男 性 更 衣 室	1室(4.95)	防 災 備 品 庫	1室(13.50)
備 品 庫	1室(6.99)	書 庫	1室 (7.73)	階 段 下 倉 庫	3室 (14.42)
倉 庫	1室 (10.85)				

4. 従業者の配置状況

《主な従業者の配置状況》

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上 (うち1名以上は常勤)
- (3) 就労支援員 1名以上
- (4) 職業指導員 1名以上 (職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤)
- (5) 生活支援員 2名以上 (1名以上は常勤)
- (6) 看護師 1名以上  
就労支援員、職業指導員、生活支援員、看護師の総数 7名以上
- (7) 栄養士 1名以上
- (8) 事務員 1名以上
- (9) 医師 1名以上
- (10) 調理員 1名以上

※職員配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

《その他、生活介護においては、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	配置状況
生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 (生活支援員、看護職員等)	<p>①当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(1.7:1)でより質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>②当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。</p>

栄養士	当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めております。
-----	---

## 5. 主な職種の勤務体制

職種	主な勤務体制			
管理者	8:30～17:30			
支援員 指導員 看護師	通常	8:30～17:30	夜勤	14:00～翌10:00
	はやで 早出	①6:00～15:00 ②7:30～16:30	おそで 遅出	10:00～19:00
栄養士	通常	8:30～17:30	おそで 遅出	11:00～20:00
	はやで 早出	6:00～15:00		
調理員	通常	9:00～18:00	おそで 遅出	11:00～20:00
	はやで 早出	6:00～15:00		
事務員	通常	9:00～15:30		
医師	13:00～17:00 (月1回以上)			

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

### (1) 提供するサービスについて

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等から給付されるサービス</li> <li>利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕</li> </ul>
---

### ① 介護給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
排せつ	利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	ご希望があれば入浴することも出来ます。
着脱衣	必要に応じて支援、確認を行います。
整容	確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
日常生活支援	日常生活全般について、支援や見守りを行います。
保健医療サービス	必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 月1回13:00～17:00に医務室で嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。来園日は、お知らせします。 <当施設の嘱託医師> 氏名；越智麻里奈(堀江病院 精神科) 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
生産活動	生産活動『働く場』を提供します。 ①鉄工班 ②各種製品製造班

	<p>&lt;工賃の支払&gt;          上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p>
訪問支援	<p>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。</p>
余暇支援	<p>余暇支援の機会を提供します。</p>
自治会活動の支援	<p>自治会活動をサポートし、利用者の方が中心となって、行事等の立案・計画・実施を行います。</p>

② 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	<p>&lt;食事時間&gt;          昼食 12:00～13:00          ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や思考等を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p>
特別な食事	<p>ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)</p>
各種付き添い等	<p>ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。</p>
余暇活動	<p>創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤いのある生活を送ることができるよう支援を行います。</p>
日常生活上必要となる支援	<p>ご希望により行います。          (日用品・予防接種等)</p>

③ サービスの概要について

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

(2) サービス利用料金について

① 介護給付費サービス内容の料金

別表の通り

② 介護給付費対象外サービス内容の料金

項目	料金			
食事 (一食あたり)	昼食	施設内で調理する食事	730円	
		配食サービス	430円	
特別な食事 (施設内で調理する食事)	朝食	435円	夕食	545円
特別な食事 (外注する食事等)		実費		
就労に向けての支援に必要な諸経費		実費		

嗜好品・贅沢品	実 費	
医療機関の受診	実 費	
特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	参加費	実 費
	交通費	
	付添費 30分	(時間内) 600円 (時間外) 700円
余暇活動 (創作活動・クラブ活動・旅行等)	実 費	
故意破損弁償代	実 費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合	
コピー費用	一枚	10円
各種証明書の発行 (在園証明書等)	一部	100円
日常生活上必要となる諸費用 (日用品・予防接種等)	実 費	

\*食事提供加算対象者には軽減があります。(1日300円)

[サービス利用を取り消し (キャンセル) した場合の食費について]

サービス (昼食) をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、特別な食事で外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

食事キャンセル料 (原材料費相当額) /日	昼食 430円		
食事キャンセル料 (施設内で調理する食事)	朝食	350円	夕食 450円
食事キャンセル料 (特別な食事/外注料理等)	実 費		

### (3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得 (世帯の収入状況) に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

#### 【別表1】

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	

いっばん 一般 1	しちょうそんみんせいかせいせたい 市町村民税課税世帯 (20歳未満)	えん 9,300円
いっばん 一般 2	しちょうそんみんせいかせいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。（金融機関がお休みの場合は翌営業日）

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落しでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合
  - 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734  
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
  - 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339  
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

7. 利用に際しての留意事項

しよくだくいしがい 嘱託医師以外の 医療機関への受診	せんもんか より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
きよしつせつびきぐ 居室・設備・器具の 利用	しせつない 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
いんしゅ 飲 酒	せいじんかたきぼう 成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
きつえん 喫 煙	せいじんかたきぼう 成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
しゅうきょうかつどう 宗教活動・政治 活動・営利活動	りやうしやほんにん 利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
きちやうひんかんり 貴重品管理	りやうしやほんにんせきん 利用者ご本人の責任において管理していただけます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただけます。
どうぶつしいく 動物の飼育	どうぶつしいく 動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。
きげんぶつどう 危険物等	きげんぶつ 危険物の持ち込みは禁止いたします。

8. 嘱託医師及び協力医療機関等

○ 嘱託医師

いしめい 医 師 名	かめい 科 名	ところ 所 在 地	でんおほんごう 電話番号
おちまりな 越智麻里奈	せいしんか 精神科・内科	まつやましふくずみちやうごう 松山市福角町甲1582 (堀江病院)	089-978-0783

きょうりょくいりようきかん  
○協力医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内科	まつやましひがしながと ちょうめ 松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整形外科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯科	まつやましふくずみちよう 松山市福角町 5 3 8 - 1 0	089-978-7677
山中内科・消化器内科	内科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町558-1	089-978-7611

じゅしんいりようきかん  
○受診医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
愛媛大学医学部附属病院	全科	とうおんししづかわ 東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	全科	まつやましかすがまち 松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	全科	まつやましぶんきようちよう 松山市文京町1	089-924-1111
南松山病院	全科	まつやましあそだ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
愛媛生協病院	全科	まつやましきしちよう 松山市来住町 1091-1	089-976-7001
岡本外科	外科・胃腸科	まつやましただかぎちよう 松山市高木町255-1	089-978-2282
十亀皮膚科	皮膚科	まつやましどうごまち 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	耳鼻科・皮膚科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
さなだ眼科	眼科	まつやましひがしながと 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
酒井産婦人科	産科・婦人科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
晃澤 啓テタルクリニック	歯科	まつやましおがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	歯科	まつやましやないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
二宮矯正歯科	矯正歯科	まつやましちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
原循環器科・内科	循環器科・内科	まつやましいわだに 松山市祝谷2-12-32	089-917-7755
川谷整形外科	整形外科	まつやましつねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック	てんかん外来	まつやましにぼんちよう 松山市二番町 3-8-21	089-913-0133
松山記念病院	精神科	まつやましみさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
和ホスピタル	精神科	まつやましやなぎはら 松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	心療内科・精神科	まつやまししのめちよう 松山市東雲町 2-2	089-933-7700
渡部泌尿器科内科	泌尿器科・内科	まつやましやまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

9. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した生活介護事業に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	松山福祉園 係長	今宿 麻利恵	松山市権現町 甲141	089-979-4566
第三者委員	福角 会 監事	川中 国和	松山市北条辻637-11	089-993-3104
	福角会評議員選任・解任委員	万 喜志男	松山市福角町 甲633-1	089-979-0805
解決責任者	松山福祉園 園長	西山 裕一	松山市権現町 甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機関	名	住所	電話番号
愛媛県	保健福祉部障害福祉課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111
松山市	福祉事務所・障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6719
松山市	福祉推進部指導監査課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6079
愛媛県社会福祉協議会	運営適正化委員会	松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は就労継続支援B型の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町 甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機関	名	住所	電話番号
愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)		松山市一番町 4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)		松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課		松山市二番町 4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

## 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
防火管理責任者	石丸 雄策
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

## 11. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	西山 裕一	松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

\*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

## 12. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

## 13. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 14. カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者及びご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、従業者の安全確保と適正なサービス提供のために、上記用に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合がございます。  
改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

私は本書面に基づいて、これから利用する指定障害者支援施設の重要な事項について、説明を行いました。

まつやまふくしえん  
松山福祉園

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

令和      年      月      日

利用者  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

立ちあい  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

## ① 介護給付費サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

生活介護事業：基本的なサービス利用料金（介護給付費）（1日あたり）（7時間以上8時間未満）

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	461単位	507単位	567単位	829単位	1116単位
C. サービス利用料金	4,610円	5,070円	5,670円	8,290円	11,160円
D. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	4,149円	4,563円	5,103円	7,461円	10,044円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕（介護給付費の定率負担）	461円	507円	567円	829円	1,116円

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

## (2) 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

生活介護に係る加算

## 【人員配置体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日（1.7:1）	2120円(212単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,908円
3. 自己負担額（1-2）	212円

## 【人員配置体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日（1.5:1）	2,630円(263単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2,367円
3. 自己負担額（1-2）	263円

## 【福祉専門職配置加算】

サービス利用料金（単位）／日 /福祉専門職配置(Ⅲ)	60円(6単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	54円
3. 自己負担額（1-2）	6円

## 【福祉専門職配置加算】

サービス利用料金（単位）／日 /福祉専門職配置(Ⅰ)	150円(15単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	135円
3. 自己負担額（1-2）	15円

## 【常勤看護職員等配置加算】

サービス利用料金（単位）／日	240円(24単位)
----------------	------------

2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	216円
3. 自己負担額 (1-2)	24円

【初期加算】 (新規利用時30日の間で利用した日のみ)

1. サービス利用料金 (単位) / 日	300円 (30単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額 (1-2)	30円

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870円 (187単位)	2,800円 (280単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	2,520円
3. 自己負担額 (1-2)	187円	280円

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	940円 (94単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	846円
3. 自己負担額 (1-2)	94円

【延長支援加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	9時間~10 時間未満の場合	10時間以上11 時間未満の場合
	1000円 (100単位)	2000円 (200単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	900円	1800円
3. 自己負担額 (1-2)	100円	200

【送迎加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	片道	区分5の人が全体の60/100いる場合
	210円 (21単位)	490円 (49単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	189円	441円
3. 自己負担額 (1-2)	21円	49円

【福祉・介護職員処遇改善加算】 令和8年5月まで

1. サービス利用料金 (単位) / 月	1月+所定単位×101/1000
----------------------	------------------

【福祉介護職員処遇改善加算(I)口】 令和8年6月以降

1. サービス利用料金 (単位) / 月	1月+所定単位×117/1000
----------------------	------------------

※1か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける(四捨五入)

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。